に改め、同表前条第六項の項中「前条第六項」を「前条第八項」に改め、同表前条第七項の項中「前条第七項」を「前条第九項」に、「第五項第四号」を「第七項第四号」に改め、同表前条第十項の項中「前条第十項」を「前条第十二項」に、「振替地方債所有期間明細書」を「所有期間明細書」に改め、同表前条第十三項の項を次のように改める。

第一項の	同条第一項の

振替地方債所有期間明細書	所有期間明細書

第十二項の項中「前条第十二項」を「前条第十四項」に改め、同表前条第十三項の項を次のように改める。

前条第十五項	
第一項第一号若しくは	次条第一項第一号若しくは
第一項第一号に	同条第一項第一号に
又は振替国債所有期間明細書、振替地方債所有期間明細書	又は同項第二号に規定する書類（以下この項及び第十二項において「所有期間明細書」という。）
同項第二号イ若しくはロ	同号
第一項第一号」	次条第一項第一号」
当該振替国債所有期間明細書、振替地方債所有期間明細書	当該所有期間明細書

第五条の三第五項の表前条第二十項の項中「前条第二十項」を「前条第二十二項」に、「第五条の二第九項又は第十項」を「第五条の二第十一項又は第十二項」に、「同条第五項第四号」を「同条第七項第四号」に、「第五条の二第十二項」を「第五条の二第十四項」に、「第五条の二第十九項」を「第五条の二第二十一項」に改める。

第八条第一項第一号中「（昭和十八年法律第四十三号）」を削る。

第八条の四第一項第一号中「百分の五」を「百分の三」に改め、同条第三項第一号中「（昭和三十二年法律第二十六号）」を削る。

第八条の五第一項中「の所得金額」の下に「若しくは同法第百二十一条第三項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する公的年金等に係る雑所得以外の所得金額」を加える。

第九条の三第一号中「百分の五」を「百分の三」に改める。

第九条の四の二第一項中「第四項」を「第三項」に改め、同条第二項中「この項から第四項まで」を「この項及び次項」に改め、「及び第四項」を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とする。

第九条の八中「第十七項」を「第十六項」に改め、同条第一号中「百分の五」を「百分の三」に改める。

第十条の二第一項中「及び平成二十三年」を「から平成二十四年まで」に改め、同条第二項第一号を削り、同項第二号中「平成二十四年に」を「平成二十三年又は平成二十四年に」に、「前条第三項」を「前項中「同条第一項から第五項までの規定」とあるのは「同条第一項及び第二項中「百分の二十」とあるのは「百分の三十」と、同条第三項」に、「とする」を「と、同条第四項及び第五項」と、「百分の三十」とあるのは「百分の三十」とする」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同条第三項第一号を削り、同項第二号中「平成二十四年に」を「平成二十三年又は平成二十四年に」に、「前条第五項」を「第一項中「同条第一項から第五項まで」とあるのは「同条第一項から第四項まで」と、「百分の三十」とあるのは「百分の三十」と、同条第五項に、「百分の三十」を「百分の三十」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とする。

項及び第三項	
三第三項後段	
三第一項の	
三第一項又は第三項後段	

条第八項」に改め、同表前条第七項の項中「前条第七項」を「前条第九項」に、「第五項第四号」を「第七項第四号」に改め、同表中

前条第八項	
第一項第一号又は第二	次条第一項
振替国債所有期間明細書が同項第二号イに規定する税務署長に提出されたとき若しくは振替地方債所有期間明細書が同号ロ	同項第二号に規定する書類（以下この項及び第十二項において「所有期間明細書」という。）が同号
振替国債所有期間明細書若しくは当該振替地方債所有期間明細書	所有期間明細書

を

前条第十項	
第一項第一号若しくは	次条
第一項第一号に	同条
又は振替国債所有期間明細書、振替地方債所有期間明細書	又は第十
同項第二号イ若しくはロ	同号
当該振替国債所有期間明細書、振替地方債所有期間明細書	当該

第一項第一号若しくは	
第一項第一号に	
又は振替国債所有期間明細書、振替地方債所有期間明細書	
同項第二号イ若しくはロ	
第一項第一号」	
当該振替国債所有期間明細書、振替地方債所有期間明細書	

を

細書	
第一項第一号若しくは	
第一項第一号に	
同項第二号に規定する書類（以下この項及び第二項において「所有期間明細書」という。）	
所有期間明細書	

に改め、同表前条第十項の項中「前条第十項」を「前